

告 示

埼玉県告示第百七十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

金子 宏	唐川 真良	伊藤 利男	本田 祐士	武田 哲男	医師の氏名
じん臓機能障害	じん臓機能障害	肝臓機能障害 機能障害、小腸機能障害、 心臓機能障害、じん臓機 能障害、ぼうこう又は直腸 機能障害、	平衡機能障害、音声・言語 機能障害、そしやく機能障 害	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そし やく機能障害	指定障害区分
戸田けやきクリニック	医療法人社団愛友会上尾中央総合病 院	医療法人今井病院	医療法人社団愛友会上尾中央総合病 院	医療法人社団阜八会武田耳鼻咽喉科	医療機関の名称
戸田市本町五―三―四	上尾市柏座一―十一―十	蕨市塚越七―三十四―二	上尾市柏座一―十一―十	富士見市西みずほ台一― 十九―五	医療機関の所在地
令和五年十二月二十一日	令和五年十二月二十日	令和五年十二月十八日	令和五年十二月十五日	令和五年十一月一日	辞退年月日

森田 暁壮	遠藤 佐知子
呼吸器機能障害	肢体不自由
医療法人三愛会三愛会総合病院	国立障害者リハビリテーションセンター ター病院
三郷市彦成三―七―十七	所沢市並木四―一
令和六年二月三日	令和六年一月三十一日